保福障支第６０３９号
令和２年３月３１日

放課後等デイサービス事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課長
（公印省略）

特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの
利用者負担額増加等の対応について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和２年２月 28 日付け通知「新型コロナウイルス感染症予防のための学校の臨時休業に関連した対応に係る給付費等の取り扱いについて（保福障支第 5259 号）」のとおり、休業単価の取り扱いについてお示ししていたとことですが、令和２年３月提供分について、休日単価や利用日数の増加に伴う利用者負担額増加等の対応について、別紙のとおりといたします。

【担当】
さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課自立支援給付係
TEL048-829-1305
FAX048-829-1981
e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp

（別紙）

特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用者負担額増加等の対応について

１　特別支援学校等の臨時休校に伴う利用者負担額増加の対応について

令和２年３月１３日付け厚生労働省社会・援護局通知「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施について」のとおり、特別支援学校等の臨時休校に伴う利用者負担額増加について、国からの補助があります。

現在、国から示されている対応方針は、臨時休校に伴う利用者負担額増加分について事業所から利用者に返還し、返還分を市町村に対して請求することを想定しております。

具体的な利用者負担額増加分の計算方法や利用者への返還方法等については、未だ国から示されておりませんので、後日ご案内いたします。

２　令和２年３月提供分のサービス費の請求方法

令和２年３月提供分については、臨時休校に伴う休日単価や利用日数増加も含めて、令和２年４月１０日までに埼玉県国民健康保険団体連合会（以下、国保連。）に伝送で請求してください。

利用者負担額増加分の返還については、国保連の伝送の中で調整は行わないため、通常どおり請求してください。